

# 国民年金だより No.202



保険課 国保年金係 ☎72-2101(内線324)  
岡谷年金事務所 ☎23-3661

## ～国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ～ 国民年金保険料の追納をおすすめします！

国民年金保険料の免除、納付猶予、学生納付特例が承認された期間があると、保険料を全額納めたときに比べ、将来受け取る老齢基礎年金の年金額が少なくなってしまいます。

そこで、将来受け取る老齢基礎年金の年金額を増やすために、10年以内であれば、これらの期間の保険料をさかのぼって納める（追納する）ことができます。

### 追納に関する注意事項

- 1 一部免除を受けた期間に、残りの納付すべき保険料を納めていない場合は、追納できません。
- 2 老齢基礎年金を受けられる方は、追納できません。
- 3 免除等を受けた期間のうち、原則古い期間の保険料から納めていただきます。
- 4 追納するためには、申し込みが必要です。

### 令和8年3月末日までに追納する場合の1か月分の保険料額

年度	追納額			
	全額免除 納付猶予 学生納付特例	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成27年度	15,930円	11,950円	7,960円	3,990円
平成28年度	16,600円	12,450円	8,300円	4,150円
平成29年度	16,820円	12,620円	8,400円	4,200円
平成30年度	16,650円	12,480円	8,330円	4,160円
令和元年度	16,710円	12,530円	8,350円	4,170円
令和2年度	16,820円	12,610円	8,410円	4,200円
令和3年度	16,860円	12,650円	8,420円	4,210円
令和4年度	16,740円	12,550円	8,360円	4,190円
令和5年度	16,520円	12,390円	8,260円	4,130円
令和6年度	16,980円	12,730円	8,490円	4,240円

※令和4年度以前の保険料には、一定の加算額が含まれています。

追納のお申し込み、ご相談は、上記の問い合わせ先までお願いします。

